最終更新日：2020年1月8日

大英産業
代表取締役社長 大園信
問合せ先：管理部　TEL：093(616)0017
証券コード：2974

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を保ち、社会倫理に則った健全性・透明性の高い経営が、企業価値を最大化する重要な経営方針であると認識しております。また、コンプライアンス（法令遵守）につきましては、宅地建物取引業法をはじめとする各種法令・規制の遵守を、経営陣のみならず社員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施致しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大園　信	1,383,800	42.49
一ノ瀬　知子	756,400	23.23
大園　英彦	300,000	9.21
つむぐ株式会社	285,000	8.75
大英産業株式会社　従業員持株会	75,040	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	35,600	1.09
福岡ひびき信用金庫	15,000	0.46
一般社団法人全国水産業団体共助会	13,800	0.42
モロフジ株式会社	10,000	0.31
奥村　雅一	8,900	0.27

支配株主（親会社を除く）の有無	大園信，一ノ瀬知子
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の一ノ瀬知子、大園英彦は、大園信の2親等内の親族です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引等を行う際には、一般の取引と同様の条件で行うこととしております。従いまして、当社は取引条件等の内容について妥当性を検証するために、取締役会で審議することとし、少数株主に不利益を与えないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
幸田　昌則	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
幸田　昌則	○	同氏は、株式会社ネットワークハチジュウハチの代表取締役であり、同社は不動産経営や営業戦略のコンサルタント会社であり、当社との間で取引があります。	不動産業の経営及び営業コンサルタント会社である株式会社ネットワークハチジュウハチの代表としての業界特有な専門的知識と経営指導の豊富な経験を有しており、企業経営における意見・監督する観点から適任であるため、社外取締役に選任しております。当社は、同社との間で取引がありますが、金額が僅少かつ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査室とは随時、監査の実施状況について情報交換を行っております。特に内部監査実施時における内部監査報告会には常勤監査役も参加の上、積極的な意見を提示しております。
また、常勤監査役は、会計監査人として選任している三優監査法人と往査時に意見交換を行っております。加えて、事業年度に数回、常勤監査役、会計監査人、内部監査室で三様監査を行うとともに、三者間での連携をとり、常勤監査役は監査役会でその内容を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田　英紀	他の会社の出身者										△			
佐藤　爲昭	公認会計士													
桑原　孝二	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田　英紀	○	―	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な経験を有しており、専門的見地から当社の社外監査役としての役割を果たすことが出来るため、社外監査役に選任しております。当社と柴田英紀氏との間にストップオプション以外の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
佐藤　爲昭	○	―	公認会計士としての知見と豊富な経験を有しており、専門的見地から当社の社外監査役としての役割を果たすことが出来るため、社外監査役に選任しております。当社と佐藤爲昭氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

桑原　孝二	○	―	元警察署署長として行政における豊富な経験と実績を生かし、当社の社外監査役としての役割を果たすことが出来るため、社外監査役に選任しております。当社と桑原孝二氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、社内取締役、社外監査役及び従業員に対して新株予約権の発行と付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

付与対象者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストックオプション制度を採用しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への連絡・資料提供は、管理本部にて行っております。社外監査役につきましては、専属して補助する使用人は設けておりませんが、内部監査室担当者が監査役の職務を補助しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
大園　英彦	相談役	経営相談	非常勤、報酬有	2018/2/28	2019年３月１日～2020年２月28日１年契約

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	1名

その他の事項

当社と大園英彦とは、2019年3月19日の取締役会決議をもって、特別役契約を締結しており、その報酬額は月額1,000千円となっております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を置き、企業統治の基本体制としております。取締役会及び監査役会は原則月1回、緊急を要する場合は、都度臨時に開催しております。取締役会は、現在7名の取締役で構成されており、活発な議論が交わされるよう努め、合議制により迅速な意思決定がなされております。また、内1名は社外取締役であり、経営監視機能の一層の強化を図っております。
監査役会は、現在常勤1名、非常勤2名の計3名を独立性の高い社外監査役とすることで、高い透明性、経営の意思決定プロセスにおける監査機能、業務執行の適正性を確保しております。
会計監査人は三優監査法人と監査契約を締結し、決算時における会計監査を受けております。
内部監査は、内部監査室長及び専属社員1名が設置されております。内部監査は、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性などを確保するために、年度内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を行っております。
役員及び幹部社員で行う経営会議を取締役会の補完的会議体として、月に2回行っており、不正防止の早期対応かつ機動的な経営を行えるようにしております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、迅速な意思決定及び経営の公正性、効率性、透明性を高めながら、着実に業績を向上させ、企業価値を最大化することが経営上の重要な課題であると認識しており、当社の企業規模、事業計画などを勘案して機動的な意思決定を行える現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、株主総会集中日の株主総会開催ではないと認識しております。今後も出来る限り開かれた総会を目指すべき、9月決算会社の中でも株主総会集中日を回避するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では実施しておりませんが、今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では実施しておりませんが、今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では実施しておりません。
その他	当社ホームページへの招集通知掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社「適時開示規則」の情報開示に関する基本方針に基づき、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、情報取扱者を任命してその職務と責任を明確にして、公表に関する手続きを適切に運用してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家数の増加に応じて、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他開示資料について、ホームページ上に掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念に「元気な街、心豊かなくらし」を掲げ、その結果、ステークホルダーに還元される企業となるべき、行動指針を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では北九州市の特別支援学校に毎年寄付品を提供しております。また、地域密着の一環として、公共施設（公園等）の清掃活動や北九州マラソン協賛等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各種法令に基づいた定めに従い、適時適切な情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しました。内容は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）コンプライアンス責任者を設置し、全役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるとともに、コンプライアンス規程の整備等を図る。

（2）監査役会及び社外取締役・社外監査役を設置し、その適切な運用により取締役の職務執行に対する牽制と監督の機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努める。

（3）内部監査室を設置し、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、日常業務における使用人の法令諸規則、定款、社内規程等の遵守状況をチェックし、その改善に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

（1）文書管理規程等の定めに基づいて、議事録、稟議書、社内通達等を文書または電磁的手段で作成し、整理保存する。

（2）取締役及び監査役等から要請があった場合に適時に閲覧できる環境を構築するため、ファイリングを徹底する等適切な文書や情報の管理に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスクマネジメント責任者を設置し、予想されるリスクの洗い出しに努めるとともに危機管理規程の整備等を図り、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備する。

（2）経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告する体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することで重要事項の意思決定を迅速に行うものとする。

（2）取締役会規程、業務分掌規程、決裁権限基準、職務権限規程等の運用の徹底を図り、指揮命令系統の明確化及び責任体制を確立させることで効率的かつ透明性の高い職務の執行に努める。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、関係会社管理規程に基づき子会社の経営状況を当社取締役会にて報告を受けるとともに、必要に応じて子会社への指導を行う。

（2）当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議し、管理部等に所属する使用人を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

（2）前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

（3）当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議し、監査役の同意を得たうえで行う。

7．取締役及び使用人から監査役への報告等に関する体制

（1）監査役は、取締役会及び経営会議に出席するとともに、必要に応じてその他の重要な会議に出席し、またはその議事録の閲覧をする。

（2）取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を及ぼす重要事項や法令・定款違反等に該当する事項を予見しまたは発見したときは、迅速に監査役に報告する。

（3）子会社の取締役及び使用人は、子会社において業績に影響を及ぼす重要事項や法令・定款違反等に該当する事項を予見し、または発見したときは、迅速に当社グループの監査役に報告する。

（4）監査役に報告をした当社、子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを行うことを禁じる。

8．その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役会または監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役、取締役、内部監査担当者その他重要な使用人等と必要に応じて意見交換し、代表取締役に対し監査役監査の体制整備等の要請をすることができる。

（2）前項の場合において、代表取締役等は監査役の要請に迅速かつ適切に応じるものとする。

（3）監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用または債務を適切に処理するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨み、断固たる行動をとることを方針としております。また社内では、反社会的勢力対策規程を設け、役員及び従業員に指導徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

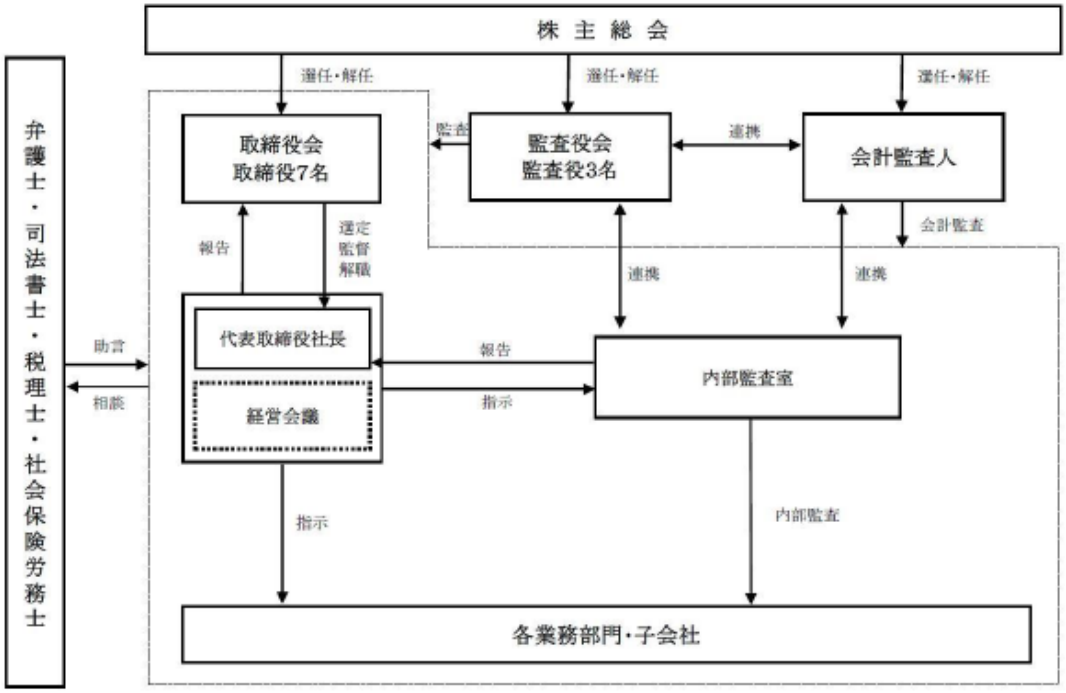
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

